

養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会（第6回）議事概要

1 日 時 令和7年11月4日（火）18：00～19：00

2 場 所 法務省（オンライン会議）

3 議事概要

本検討会におけるこれまでの議論の内容を踏まえ、第6回検討会資料の別紙のとおり、意見募集手続に寄せられた意見に対する考え方を整理した上で、次のような議論が行われた。

- 省令について、意見募集手続で提案した内容（養育費債権に付与される先取特権の額は、子1人当たり月額8万円とし、法定養育費の額は、子1人当たり月額2万円とすること）のとおりとする方向性に異論はなかった。
- 法定養育費の制度については、第6回検討会資料の本文に記載された趣旨及び内容を引き続き周知・広報する必要がある、その際には、法定養育費の額は飽くまでも暫定的・補充的なものであり、父母間の取決めの内容によっては離婚時などに遡って養育費の額を定めることもできると考えられることから、養育費に関する協議等を引き延ばすことで父母のいずれかが損をしたり得をしたりするものではなく、速やかに協議等を行うことが子の利益の観点からも望ましいことを分かりやすく伝える必要があると考えられる。
- 先取特権が付与される額は、飽くまでも養育費債権のうち先取特権を行使することができる上限額であることについて、引き続き周知・広報を行う必要があると考えられる。例えば、子が3人いる場合に合計24万円となるのは高額すぎるという意見に対して、先取特権が付与される額よりも養育費債権の額が低額である場合には、養育費債権の額を上限として先取特権が付与されることから、常に24万円全額について先取特権を行使することができるものではないことを分かりやすく説明する必要がある。他方で、先取特権が付与される額よりも養育費債権の額が高額である場合には、養育費債権のうち先取特権が付与される額を超える部分については、民事執行ができないのではなく、民事執行を行うためには債務名義を取得する必要があることを分かりやすく説明する必要があると考えられる。

第6回会議までの議論の内容を踏まえて、事務局において、省令の制定に向けた手続を進めることとされた。